

令和8年度 学生駐車場許可証の交付申請について

本学では、「構内の交通安全と教育・研究環境を保持」するため、構内における自動車、二輪車および自転車（以下「車両」という。）の交通規制を実施しています。

自動車もしくは二輪車での通学を希望する学生は、「学生駐車場駐車許可証」の交付手続きを行い、許可を得たうえで、所定の場所に駐車してください。

学生駐車場の駐車許可証の有効期限は、**当該年度（令和9年3月末日まで）限り**です。

自動車と二輪車の併用申請は出来ません。

自動車の駐車許可について

1. 対象者

学生駐車場の使用を申請できる者は、必要となる運転免許証を有し、自家用車で通学を希望する本学学生で、以下の①または②のいずれかに該当する者とする。

- ① 本学の学部4年生もしくは大学院に所属し、車両を使用しなければ通学が困難な者で以下のいずれかに該当する者。なお、公共交通機関の使用においては、距離及び運賃が最も合理的な経路とする。
 - (ア) 研究等により早朝・深夜の通学（移動）が必要となる者で、その回数が平均して週3回以上である者
 - (イ) 居住地が大学から半径20 km以上離れている者
 - (ウ) 居住地から大学までの公共交通機関が不便であり、通学に2時間以上かかる者
 - (エ) 自家用車を使用した場合、公共交通機関を利用した場合と比べ通学時間が1時間以上短縮される者
- ② その他学長が認める者（身体の不調、障がい、その他考慮すべき理由等がある者等）

※通学に車両を使用しなければ通学が困難であると大学が判断した許可数が、収容台数に満たない場合もあります。

※近隣より車両による騒音についての問い合わせが多いため、不必要な吹かしや騒音等の車両と認められた場合、許可を取り消す場合があります。

申請方法：右のQRコードより申請または、

埼玉大学学生駐車場ホームページの「申請」ボタンからも可



2. 申請期間：令和8年4月1日（水）～令和8年4月16日（木）午前12時00分まで

※foams申請に伴う不具合については、申請期間内のみで受け付けます。

3. 提出書類

駐車許可証交付申請書

※指導教員等の**自署での承認**が必要です。メール・口頭での承認不可。

4. 結果通知：令和8年4月23日（木）午後予定

・～@ms.saitama-u.ac.jp のメールアドレスへ、許可等の通知をお知らせします。

5. 交付場所：全学講義棟1号館1階 学生センター内 学務部学生支援課学生生活支援担当

結果通知と一緒に送付する書類の提出と交換に、許可証・入構カードをお渡しします。

※提出書類内容に応じては、許可を取り消す場合もあります。

二輪車（原付含む）の駐車許可について

1. 対象者（以下の条件をすべて満たす者は、随時受け付ける。）

- ① 本学の学生（研究生・科目等履修生を含む）。
- ② 申請にあたり、申請書に必要事項を記入し、所属学部の指導教員等の承認を受けた者。（サークル活動の顧問教員からの承認は不可）
- ③ 自宅から大学までの通学時間が公的交通機関（電車・バス等）で **40 分以上かかる者**で、車両を利用した場合、通学時間が大幅に短縮出来る者。

2. 提出書類

I. 駐車許可証交付申請書

※指導教員等の**自署での承認**が必要です。メール・口頭での承認不可。

II. 学生証、運転免許証の写し

※マイナンバーカードと運転免許証を連動している場合は、マイナポータル内の運転免許のページを提出。

3. 提出・交付場所：全学講義棟1号館1階 学生センター内 学務部学生支援課学生生活支援担当

申請内容精査してからの駐車許可証（ステッカー）発行となるため、お時間いただく場合があります。

駐車場の案内

